

## 令和3年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：令和3年8月19日（木曜日）  
午後2時00分から午後3時00分まで
2. 場所：生駒市たけまるホール 1階 研修室3
3. 出席者  
(1) 委員：西村委員、藤村委員、東委員、細川委員、池尻委員  
(2) 事務局：都市整備部長、建築課長、建築課課長補佐（2名）建築課係員（2名）
4. 傍聴者：なし
5. 議題
  1. 議案第R3-1号「建築基準法第43条第2項第2号の許可の取り扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（3件）
6. 決定事項
  1. 議案第R3-1号について了承

### 7. 議事の経過

令和3年度第1回生駒市建築審査会を開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

今回は新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、マスクの着用、アルコール消毒、体温の検温等のご協力のお礼。

委員紹介後、北田都市整備部長の挨拶が行われ、事務局の紹介が行われる。

事務局から委員5名の出席があり、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告あり。

議事録の署名委員として昨年改選時に選出した細川委員、池尻委員に引き続きお願いすることになった。

・議案第R3-1号「建築基準法第43条第2項第2号の許可の取り扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（3件）

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より議案第R3-1号説明—

事務局 3件の報告案件について、建築審査会一括同意基準に該当し許可した旨の説明あり。

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 No.1、No.2 は改築で、No.3 は新築であるのか質問あり。

事務局 全て改築である旨の説明あり。

委 員 No.3 の案件において、今回許可対象とする道路の所有者について質問あり。

事務局 申請者の所有地である旨の説明あり。

委 員 No.3 の許可対象とする道路の南側に水路があるが、その水路の養生鉄板について質問。

事務局 建築後は開渠にて利用する旨の説明あり。

委 員 No.1 の通路後退線（赤線）とその部分の境界線（黒線）の表記について質問。

事務局 誤記である旨の回答あり。

委 員 接道 2.0mの箇所について質問。

事務局 接道 2.0mの箇所について説明あり。

委 員 2.0mの接道部分について質問。

事務局 2.0mの接道部分について説明あり。

委 員 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の一括同意基準において、景観面での指導について質問あり。

事務局 同一括同意基準においては景観面の指導はない。景観については生駒市景観条例で行政指導を行っているが、建築基準法の関係規定ではない旨の説明あり。

委 員 No.3 の許可対象通路と既存市道の接道長さについて質問あり。

事務局 接道長について回答。

委 員 水路の形状が広がっているようになっているが、里道の幅員が小さくなっているのかについて質問あり。

事務局 明示上は里道の幅員 0.91m真っ直ぐである。現地形状に合わせて図面を作成しているとの説明あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認。

#### ・その他

会 長 その他意見がないことを確認。

事務局 令和 3 年度第 2 回生駒市建築審査会を 1 1 月頃に予定している。その日程調整について発言あり。

#### ・閉会

会 長 その他意見がないことを確認後、令和 3 年度第 1 回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上